

事業の企画運営要領

制定 平成 24 年 7 月 28 日 事業の企画運営について
 改正 平成 27 年 10 月 4 日 事業の企画運営要領
 改正 令和 1 年 10 月 20 日

I 事業の計画・予算

1 本会事業部、学術事業部、組織広報事業部事業

(1) 各事業における事業運営委員会の設置

運営委員以外に要員を必要とする場合には、事業運営委員会設置要綱（会長決裁）を作成し、委員会を設置する。

(2) 事業運営委員の決定

設置要綱に基づき、事業運営委員を選出する。

(3) 年間事業計画の検討・樹立

次年度の事業について企画検討等を行う運営委員会を開催する。

(4) 各事業実施計画・年間事業予算の作成・提出

各事業実施計画・年間事業予算書を作成し、提出期限（1月20日）までに総務部へ提出し、総務部長決裁を受ける。

2 各職域及び各地域専門部会事業

(1) 年間事業計画の検討・樹立

次年度の事業について企画検討等を行う運営委員会を開催する。

(2) 各事業実施計画・年間事業予算の作成・提出

ア 各事業実施計画・年間事業予算書を作成し、提出期限（1月20日）までに各事業部長へ提出し、決済を受ける。

イ 職域及び地域事業部長は、計画・予算案を査定・調整し、総務部へ提出する。

II 事業の決定

1 提出事業計画書の査定および調整

提出された計画書は、総務委員会において査定し各部・各専門事業部会と調整を行う。調整された計画書を業務執行理事会に諮る。

2 事業の決定

業務執行理事会で承認された計画は、理事会に諮り、理事の決議で決定する。

3 年間事業計画書の提出

理事会で決議された事業計画書・予算書を、山口県学事文書課大学・公益法人班へ提出する。（期限 毎年3月末日）

4 年間事業計画の報告

理事会で決議された事業計画・予算は、次年の総会において、報告する。

Ⅲ 事業の実施・報告

1 本会事業部、学術事業部、組織広報事業部事業

(1) 事業運営委員会の作業内容

年間事業の企画・運営を行うために、各委員の役割を決め運営を円滑に行う。

各事業の実施は、開催2か月前から準備開始をする。

ア 開催要領の作成・講師の選定・依頼・通知分の作成

イ 開催案内発送は開催1月前までに行い、ホームページへ掲載する、
(印刷・発送等については、事務局と協議して行うとよい。)

ウ 研修会等については、出席者の取りまとめ・資料等の準備を行う。

(2) 各事業の実施・事業の評価の協議

事業の実施の気づきや課題・事業の評価等を委員会で協議し記録する。

(3) 各事業実施報告書の作成・提出

事業実施後1カ月以内に報告書・決算書提出し、部長決裁を受ける。

事業部長は決済した後、総務部へ提出する。

- 《報告書添付資料》
- ・配布資料
 - ・アンケートの集計結果
 - ・領収書（費目ごとにまとめたもの）
 - ・写真等

2 各職域及び各地域事業推進委員会事業

(1) 事業運営委員会の作業内容

年間事業の企画・運営を行うために、各委員の役割を決め運営を円滑に行う。

各事業の実施は、開催2か月前から準備開始をする。

ア 開催要領の作成・講師の選定・依頼・通知文の作成

イ 開催要領は各事業部長へ提出し決裁を受ける。

ウ 開催案内発送は開催1月前までに行い、ホームページへ掲載する。
(印刷・発送等については、事務局と協議して行うとよい。)

エ 研修会等については、出席者の取りまとめ・資料等の準備を行う。

(2) 各事業の実施・事業の評価の協議

事業の実施の気づきや課題・事業の評価等を委員会で協議し記録する。

(3) 各事業実施報告書の作成・提出

事業実施後1カ月以内に事業報告書を提出し、部長決裁を受ける。

事業部長は決済した後、総務部へ提出する。

- 《報告書添付資料》
- ・配布資料
 - ・アンケートの集計結果
 - ・領収書（費目ごとにまとめたもの）
 - ・写真等

(4) 年間事業決算報告書の作成・提出

- ア 年間事業が全て終了した後、年間事業決算報告書を作成し提出期限（4月10日）までに提出し、職域または地域部長決済を受ける。
- イ 各職域及び地域事業部長は査定・調整し、総務部へ提出する。

IV 事業報告・決算の取りまとめ

- 1 各事業の報告書・決算書を、総務部において精査する。（4月中旬）
- 2 事業執行理事会に年間事業及び決算報告として諮る。（4月末）
- 3 監事に年間事業及び決算報告として監査を受ける。（4月末）
- 4 理事会に年間事業及び決算報告として諮り、承認決議をとる。（5月初旬）
- 5 総会で年間事業及び決算報告として諮り承認決議をとる。（6月初旬）
- 6 総会で承認された事業報告及び決算報告を山口県学事文書課大学・公益法人班へ提出する。（期限 毎年6月末日）